

会員細則

平成30年6月13日改定

(会員細則の規定)

第1条 一般社団法人 日本ケーブルテレビ連盟（以下「連盟」という。）の会員に関する規定は定款に定める他、この細則に定めるところによる。

(会員の種別)

第2条 定款第5条第1項（1）に規定する正会員の種類を、正会員オペレータ及び正会員サプライヤーに区分する。

2 正会員オペレータは、放送法施行規則第2条第6項に定める有線テレビジョン放送事業者とする。

なお、複数の有線テレビジョン放送事業を運営するMSOの「Multiple System Operator」、及び複数のケーブルテレビ事業のために有線電気通信設備を保有して配信する者（以下「広域事業者」という。）に該当する者は、有線テレビジョン放送事業者とする。

3 正会員サプライヤーは、一般社団法人衛星放送協会の正会員及びこれと同様の業務を行う者で一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟の正会員になることを希望し理事会の承認を受けた者をいう。

4 賛助会員は、定款第5条（2）に規定する会員であって、特に業種の定めを設けない。

(会員の種別の変更)

第3条 会員の種別変更については、会員が自ら会員種別の変更を求める場合には所定の届出を行い、理事会の決議を経て会員の種別を変更することができる。

(入 会)

第4条 会員として入会しようとする者は、定款第6条に従って所定の手続により入会の申し込みをしなければならない。

なお、正会員オペレータに区分される会員は、連盟及び有線テレビジョン放送事業者で全国を11地域に分けた団体（以下「支部」という。）の双方の正会員として入会するように務めなければならない。

(資格の喪失)

第5条 会員は、定款第9条に定める任意退会、定款第10条に定める懲戒処分として連盟を除名されたとき、または定款第11条の定めに該当したときは、会員の資格を失う。

(会員の特典)

第6条 会員は連盟の機関誌・調査・研究等の成果に関する資料の配布、情報の供与を受けることができる。また連盟が主催する行事に参加することができる。

- 2 正会員は連盟の主催する委員会に参加することができる。
- 3 正会員は、連盟が行うCASカードの配布・管理等に関する業務の供与を受けることができる。
但し、連盟への未加入ケーブルテレビ事業者が、この供与を受けようとする場合は、予め連盟へ申請し、条件等を含め理事会の承認を得て、この供与を受けることができる。
- 4 正会員は、連盟が運営する視聴ログ・STB端末管理システム（Auto Configuration Server）の業務の供与を受けることができる。

(会員の義務)

第7条 会員は定款第8条に従って経費等を負担しなければならない。

- 2 会員は、入会申込書の記載事項に変更が生じた場合には、速やかに連盟に届出なければならない。
- 3 正会員は、連盟が要請するアンケート調査・データ提供等の情報の提供に努めなければならない。

(規定の変更・廃止)

第8条 本細則の変更又は廃止は、総会において決議する。

付 則

- 1 本細則は平成19年3月15日（第28回通常総会議決後）より施行する。
- 2 改正条文6条は平成19年10月1日より適用する。
- 3 改正条文第5条は、平成21年3月12日（第32回通常総会議決後）より適用する。
- 4 改正条文2条、3条、4条、5条、6条、7条、8条は、平成24年3月13日（第38回通常総会議決後）より適用する。
- 5 改正条文4条、6条は、平成30年6月13日（第46回通常総会議決後）より適用する。